

優良 A 型事業所認定制度について

1. 配点の変更点について

2024 年度の厚生労働省のスコア方式の見直しでは評価項目が 2 項目新設し、総合点の満点が 200 点のまま変わらないように各項目の満点数が変更されました。全 A ネット認定基準におきましてもスコア方式の見直しを反映し、スコア方式新規項目の追加したうえで書類審査の満点 170 点を維持するため、スコア方式の各項目の重みづけを反映してスコア点数加算時の係数変更などを行っています。

＜スコア方式の改定に伴う別紙 2 認定調査票の点数配分＞

認定調査票項目		点数配分
健全な事業運営	①就労事業収支	・ 25 点 赤字年度があっても、その年度(3 か年の内)の賃金総額/生産活動収支が 90%を超えている場合、達成一年度につき 5×1/3 点加点（最大 5 点加点）
	②賃金水準	・ 1.2 倍以上 20 点
良質な就労の場づくり	③労働時間・日数	・ 20 点
	④能力開発・能力向上への取り組み	・ 15 点
事業運営の重点	⑤支援力向上	・ 5 点
労働環境	⑨多様な働き方	・ 5 点
その他	スコア方式の新項目「VI経営改善計画」（-50 点～0 点）については、経営改善計画の提出義務を実行しないのは優良事業所に該当しないため、認定調査票の評価項目として採用しない。	

2. ベーシック A 型認定（仮）の新設

2024 年度より、認定審査において、従来の優良認定に加えて、優良事業所の基礎的な要件を満たしている事業所を対象に、ベーシックとして認定する新制度を開設しました。これまで「優良認定への申請を考えたものの、認定基準のレベルが高すぎて申請に踏み切れない」等のご意見を反映して、新たに設立した制度です。2 段階方式ですので、まずは優良認定にチャンレンジしていただき、最低基準を満たしていることをご確認いただき、各項目の採点結果から優良 A 型認定を目指す方向性を見い出していただければと思います。新制度では、書類審査の項目は同一であり、旧来の優良認定合格ラインに加えて、ベーシック合格ラインを新たな設定し、上回った事業所を「ベーシック A 型事業所」として認定いたします。そのため書類のみの審査で認定となります。これまで優良認定への申請をご検討されていた事業所様は是非ご申請下さい。

＜ベーシック A 型認定のイメージ＞

